

2025年5月29日

各位

会社名 パナソニック ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規  
(コード番号 6752 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 経理財務・IR部 部長 長町 佳昌  
(TEL. 06-6908-1121)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を、2025年6月23日開催予定の第118回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、取締役会における建設的な議論の推進と意思決定の機動力の維持・向上を図るため、現在の取締役の員数は13名の体制としています。一方、現行定款第17条(員数)は「3名以上」となっており、定款規定上は員数に上限がない状況です。したがって、定款にも取締役の員数の上限を設定し、取締役会の適切な規模感を明確にする観点から、第17条(員数)を変更します。また、監査役の員数も取締役の員数の上限設定とのバランス等を勘案し、第27条(員数)を変更します。

#### 2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりです。

(下線:変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会等 (員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>3名以上</u> とする。	第4章 取締役および取締役会等 (員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。
第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は、 <u>3名以上</u> とする。	第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は、 <u>5名以内</u> とする。

3. 定款変更の日程

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2025年6月23日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日 2025年6月23日(予定)

(注)上記の内容については、2025年6月23日開催予定の当社第118回定時株主総会において承認可決されることを条件とします。

以上